

# 介護老人保健施設サニーホームのご案内

## 施設の概要

施設の名称等

施設名	老人保健施設 サニーホーム	開設年月日	平成 元年 5月 26日
管理者名	所長 森本 高史	介護保険指定番号	3050180037号
所在地	和歌山県和歌山市毛見1451		
電話番号	073-444-3141 (代)	FAX番号	073-444-9792 (代)
サービス種類	介護老人保健施設 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護		

## 目的

<介護老人保健施設>

ご利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるよう、在宅生活に向けて支援することを目的とした施設です。

<短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護>

ご利用者の在宅生活での身体的機能の維持・回復、療養生活の向上、ご家族（介護者）の身体的及び精神的負担の軽減を図る事を目的としています。

## 運営方針

サニーホームは、利用者の尊厳を守り、安全に配慮しながら、生活機能の維持・向上を目指した総合的リハビリテーションを行います。また、当施設では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が個性豊かに過ごせるようサービス提供に努め、家庭や地域の人びと・関係機関と協力し安心して自立した在宅生活が続けられるよう支援します。

## 職員状況（職員区分と定数）

	入所・短期	業務内容
医師	5人(非常勤)	ご利用者の健康管理
看護職員	常勤7人 非常勤5人	〃 保健衛生並びに看護業務
薬剤師	1人(非常勤)	〃 薬剤管理
介護職員 (内介護福祉士)	常勤25人 非常勤4人 (19人)	〃 日常生活全般にわたる介護業務
支援相談員	2人	〃 家族の相談支援、他機関との調整
理学・作業療法士	4人	〃 理学・作業療法
言語聴覚士	1人	〃 言語療法
管理栄養士	2人	〃 栄養管理
介護支援専門員	2人	〃 介護サービス計画作成
事務職員	3人	〃 保険請求、利用料請求事務

## 入所・通所リハビリテーション定員等

入所定員 98名 短期入所定員 空床利用

療養室 2人部屋-2室、3人部屋-2室、4人部屋-22室

(※2人部屋の利用を希望される方には、別途料金を頂きます。)

## 非常災害対策

防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓 ・防災訓練 年2回

## 協力医療機関

当施設では、利用者の状態が急変した場合は、下記の医療機関、歯科医療機関に速やかに対応していただける様お願いしています。

医療機関 名称：社会福祉法人 琴の浦リハビリテーションセンター付属病院  
住所：和歌山市毛見1451 TEL：073-444-3141

歯科医療機関 名称：滝本歯科医院  
住所：和歌山市毛見60番地  
TEL：073-444-2001

# 介護老人保健施設（入所）

## 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（短期）

施設サービス(入所)は、ご利用者の機能維持・回復、療養生活向上の為の施設サービス計画等に基づいて提供します。施設サービス計画等は、ご利用者に関わるあらゆる職種の職員で協議を行います。その際、ご本人・保証人に参加頂き希望を十分に取り入れ作成いたします。尚、参加がない場合は、内容について説明を行い同意をいただくようになります。

短期入所療養介護サービスは、居宅介護サービス計画に基づき、家庭での生活向上につながるよう、短期入所療養介護サービス計画を作成し実施します。

### 要支援・要介護認定

申請手続きはサニーホームにて代行申請が出来ます。お気軽にご相談下さい。

### サービス内容

- ① 施設サービス、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ② 食事  
栄養管理、療養食（糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、高脂血症食等）の提供  
栄養ケア・マネジメントにより栄養状態の管理  
食事時間 朝食 8時00分～ 昼食 12時00分～ 夕食 18時00分～
- ③ 入浴 月曜日～金曜日  
一般浴槽のほか入浴に介助を要するご利用者には特殊浴槽で対応します。（週2回）  
但し、状態に応じて清拭となる場合があります。
- ④ 医学的管理・看護・介護  
診察 月曜日～金曜日（適宜行います）  
医師・看護職員・介護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護・介護を施設サービス計画に基づいて提供、退所時の支援も行います。
- ⑤ リハビリテーション（理学療法・作業療法・言語療法・レクリエーション）  
リハビリテーション室にて行いますが、施設内すべての行動が生活上の活動能力を高める為のリハビリテーション効果を期待したものです。訓練には運動しやすい服と靴を着用して下さい。
- ⑥ 相談援助サービス  
ご利用者の状態や施設生活上の事等ご相談に応じます。

※これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談下さい。

### 利用料金

- (1) 基本料金（別表）
- (2) その他の料金（別表）
- (3) 支払い方法  
毎月10日に、前月分の請求書を発行しますので、末日までにお支払い下さい。  
※ お支払いいただきますと領収書を発行いたします。  
お支払い方法は、原則として現金でお願いします。尚、相談により他の方法も行います。

**緊急時の連絡先** 緊急の場合には、あらかじめお聞きした連絡先に連絡します。

### 要望及び苦情について

ご利用者の状態や施設での生活等お気づきの点、又、要望・苦情等などは、事務所前の「ご意見箱」をご利用下さい。また、担当者に直接お申し出頂くこともできます。お気軽にご意見をお寄せ下さい、速やかに対応いたします。 受付担当者 森本 昌信 電話073-444-3141（代）

苦情対応受付機関

和歌山県国保連合会介護サービス苦情処理相談窓口

和歌山市吹上2丁目1番22-501号（日赤会館内）

電話073-427-4662 受付時間 9時～17時

（保険者）和歌山市介護保険課

和歌山市七番丁23番地

電話073-435-1190 受付時間 8時30分～17時15分

### 個人情報保護法について

当施設内に「個人情報保護法に関するお知らせ」を掲示しております。施設内におけるサービス提供体制をご理解頂きたくお願い申し上げます。尚、ご要望等ある方はお申し出下さい。

# 施設利用にあたっての留意事項

入所者の呼び出し 電話 073-444-4215

**面会** 平日13:00～19:00 休日 9:00～19:00  
面会にお越しの際、必ず事務所前にて面会届に記入、手指消毒を行い、居室にお越し下さい。

**外出** 外出する際は、必ずサービス・ステーションまで申し出て外出簿に記入して下さい。  
帰所された時も同伴の方と共に、サービスステーションまでお越し下さい。

**外泊(入所のみ)** 気分転換や家庭での様子を知るために、ご協力をお願いします。  
原則、7日前迄に、サービス・ステーション備え付けの外泊届に記入して下さい。  
尚、急な外泊、外泊期間の延長等については、食費の徴収を行いますのでご了承下さい。  
帰所された時も同伴の方と共に、サービスステーションまでお越し下さい。

## 保険証の提示

保険証等の変更の場合は必ず事務所へ速やかにお知らせ下さい。  
(後期高齢者医療被保険者証・介護保険被保険者証は、入所期間中はご利用者及びご家族の方の同意を得た上で事務所でお預かりさせていただきます。)

## 施設外での医療機関の受診

受診が必要になった時は施設より「かかりつけ医」に依頼します、施設の依頼状なしに受診や投薬を受けることは「かかりつけ医」にご迷惑となりますのでおやめ下さい。  
外出・外泊時も同様をお願いします。  
医療機関に受診希望の際は、まずは看護師にご相談をお願いします。

**設備・備品の利用** テレビ・冷蔵庫・衣類タンスは常設しています。  
備え付けの備品の紛失・破損(過失による)の場合は実費を頂きます。

## 食べ物等の持ち込み

食中毒予防の為、食べ物等の持ち込みは禁止とさせていただきます。  
他の利用者へのお裾分けはご遠慮下さい。

## 所持品・貴重品・金銭の管理

原則として貴重品・金銭は持たないようにして下さい。紛失しても施設側で責任はとれません。  
衣類等はタンスに入る分にし、所持品には全て名前(フルネーム)を記入、個人での管理をお願いします。  
季節に応じ衣替え(私物整理 年2回)やお洗濯等をお願いします。  
電器製品の持ち込みはサービス・ステーションまでお申し出て下さい。  
テレビ等をご覧になる時は同室の方の迷惑になりますので、イヤホンを使用して下さい。

## 送迎(ショート利用の方のみ)

送迎の地域は和歌山市南部、海南市中心部とします。  
送迎時間にはご自宅又は指定の場所でお待ち下さい。尚、道路事情により前後することがありますのでご了承下さい。送迎車輛の通行が困難な道路に面している、または、ケアワーカー1名での送迎が困難な場合等は、ご自宅までの送迎が出来ない場合があります。この場合はご自宅近くの指定場所への送迎になります。  
何れの場合も事前にご相談させていただきますのでご協力をお願いします。

**禁止事項** 多くの方に安心して療養生活を過ごしていただく為に、下記の事項を禁止しています。  
営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、飲酒・喫煙

## お願い

- 季節毎に行事を予定しています、ご家族の方も出来ればご参加下さい。
- 環境適応能力の獲得、リハビリ手段の一つとして必要に応じて居室替えを行います。
- 当施設では利用者が快適な生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、転倒や誤嚥等の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。
- 当施設では学生(看護師、療法士等)の実習施設となっており、ご協力お願い致します。
- インフルエンザ等感染症の流行がみられた時は、保健所又は施設長の判断により面会・外出・外泊の制限等の対応をする場合があります。

## 他機関・施設との連携

当施設での対応が困難な状態や、より専門的な介護等が必要な場合、転院等ご相談に応じます。

# 個人情報の利用目的

(平成17年10月1日現在)

介護老人保健施設ホームでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

## 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

### 〔施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - 一入退所等の管理
  - 一会計・経理
  - 一事故等の報告
  - 一当該利用者の介護・医療サービスの向上

### 〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - 一利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - 一利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見、助言を求める場合
  - 一検体検査業務の委託その他の業務委託
  - 一家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - 一保険事務の委託
  - 一審査支払機関へのレセプトの提出
  - 一審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

## 【上記以外の利用目的】

### 〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - 一医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - 一当施設において行われる学生の実習への協力
  - 一当施設において行われる事例研究

### 〔他の事業所等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - 一外部監査機関への情報提供
  - 一学会・医学誌等への発表